

学校法人会計に係る「用語の定義」

学校法人日本体育大学

学校法人会計に係る【用語の定義】

資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入・支出の内容を明確にし、また、現金預金の1年間の動きを表すものです。さらに、資金収支計算書を教育活動、施設整備活動、その他の活動3つに分け、活動ごとの資金の流れを明らかにした〔活動区分資金収支計算書〕は企業会計のキャッシュ・フロー計算書に相当します。

学生生徒等納付金収入： 授業料・施設費・実習費・入学金などの学生・生徒等から納付されるものです。

手数料収入： 入学検定料や証明発行手数料などです。

寄付金収入： 寄贈者より寄贈を受けた金銭その他の資産です。

補助金収入： 国地方公共団体などから交付される補助金です。

資産売却（差額）収入： 施設や設備を売却した際の収入（差額）です。

付随事業・収益事業収入： 外部からの委託を受けた試験・研究等の収入や収益事業会計からの収入の他、附属機関の事業の収入や食堂や売店など教育活動に付随する事業の収入があります。

前受金収入： 翌年度入学の学生が当年度内に納入した学生納付金（授業料等）の収入です。

資金収入調整勘定： 当年度の活動に入るべき前年度以前の収入や、翌年度以降の収入となる資金を調節する勘定科目です。

教育研究経費： 教育・研究に直接関係する経費のことです。

管理経費： 役員の業務執行、総務・財務・施設・教職員の福利厚生といった管理運営のために必要な経費のことです。

資金支出調整勘定： 当年度の活動に支払うべき前年度以前の支出や、翌年度以降の支出となる資金を調整する科目です。

事業活動収支計算書

当該会計年度における収入・支出を教育活動収支・教育活動外収支と特別収支に区分し、教育活動による収支や教育活動外による一時的に発生した臨時的な収支に分けそれぞれの収支状況を把握するものです。

<教育活動収支・事業活動収入>

経常費等補助金： 国や地方公共団体から交付される収入です。

<教育活動収支・事業活動支出>

徴収不能額： 貸付金等で徴収不能となった場合の支出です。

<教育活動外収支・事業活動支出>

その他の教育活動外支出： 経常的な資産運用の中で為替換算が為替差損を生じた場合の支出です。

<特別収支・事業活動収入>

その他の特別収入： 施設拡充のための寄付金や補助金を計上します。前年度以前に計上した収入の修正で当年度の収入となるものがあります。

基本金組入前当年度収支差額： 教育活動収支、教育活動外収支、特別収支において今年度の全ての収入と支出の差額です。

当年度収支差額： 基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額合計を控除した今年度の収支差額です。

翌年度繰越収支差額： 当年度収支差額から基本金取崩額までを集計したもので、翌年度へ繰越す収支差額です。

貸借対照表

当該年度末における資産・負債・純資産を表示することにより、当該年度末における財産状況を把握するものです。

資産の部：

固定資産：有形固定資産と特定資産とその他の固定資産があり、土地や建物、教育研究用機器備品、基本金特定引当資産や有価証券等があります。

流動資産：現金預金、未収入金などがあります。

負債の部

固定負債⇒返済期日が1年を超える借入金、退職給与引当金等

流動負債⇒1年以内に返済する借入金や未払金、前受金、預り金等

純資産の部

基本金

第1号基本金⇒ 教育活動を行うために取得した固定資産金額

第2号基本金⇒ 将来取得する固定資産のために積立てた金額

第3号基本金⇒ 奨学金などの基金として積み立てた金額

第4号基本金⇒ 1年間の運転資金を定められた算式により算出した金額

【学校法人会計基準の概略及び財務情報の公開】

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。財務状況については、「財産目録」「貸借対照表」「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」の財務諸表によって、また、当該年度に行った活動の概要については、「事業報告書」によってそれぞれ知ることができます。